

救国宣言

～ 国民の皆様へ ～

国会で「法の下での平等」により建設職人の
「命の人権」を救ってください!!

今なお取り残されている

人命にかかわる究極の格差社会



建設現場の墜落災害

救国宣言

～ 国民の皆様へ ～

国会で「法の下での平等」により建設職人の 「命の人権」を救ってください!!

1. 今なお取り残されている人命にかかわる究極の格差社会

- (1) 過去 10 年間の建設現場での労働者の墜落死亡者数は、2,200 人、死傷者数は 80,000 人にもものぼります。
- (2) この不況の中、直近の墜落死亡者数は、10 月 7 日現在、前年対比で 19%も増えています。
- (3) 更にこれには、同じ現場で働く 100 万人にもものぼる非労働者とされる一人親方や零細事業主の死亡者は含まれておりません。
- (4) これらの一人親方等は各種労働法の蚊帳の外に置かれていて、その死亡率は、推計では労働者の 2.8 倍となっております。
- (5) なお、日独英による建設労働災害死亡者数は、労働人口比で日本はドイツの 2.1 倍、イギリスの 3.3 倍となっております
- (6) 労働局が実施する一斉監督指導では、毎年、50%の現場で「安全衛生法違反」、そのうち 50%が「墜落防止措置違反」であります。
- (7) 毎年毎年、同じ結果が繰り返されている建設現場は無法地帯であり、死傷が繰り返されており、まるで戦場であります。
“今なお取り残されている人命にかかわる究極の格差社会”となっているのです。

2. 究極の格差社会となっている背景

- (1) 経済至上主義が優先され、経営資本家側の意向ばかりが国会や行政に反映されてきたのです。
- (2) 建設業界は 11 次までの下請けがある重層経済構造となっており、建設職人の声は、これまで国会や行政に届かなかったのです。
- (3) もの言えは唇寒しで、モグラ叩きにあい仕事がなくなってしまうのです。
- (4) 墜落災害の原因は、いつも被災者の「不安全行動」と「安全帯の不使用」などに帰結させているのです。
- (5) 行政も事業者もやるべきことをやらずして、被災者のヒューマンエラーの自己責任として、事故を処理し続けている。まさに死人に口無しの都合のよい処置なのです。

- (6) 「やるべきことをやらずして」とは、当組合が実施した 16,778 現場の実態調査では、改正労働安全衛生規則を実施していないのは 35.7%にものぼり、安全衛生部長通達の手すり先行工法の実施に至っては、わずか 19.2%です。まさに「何をかいわんや」であります。通達行政の限界といえます。

3. 解決の手段

- (1) 10 回にわたる「足場からの墜落防止措置に関する調査研究会」で出された対策の結論である安全衛生部長通達を義務化することです。
- (2) 安全衛生部長通達とは、ハード面では、「手すり先行工法に基づく二段手すりと幅木」の設置、ソフト面では、「十分な知識・経験を有する者によるチェックリストに基づく足場の安全点検」の実施は、第三者が行われなければならないのです。
- (3) 全国仮設安全事業協同組合では、過去 10 年にわたり、第三者による足場点検の専門家として仮設安全監理者を 6,000 名養成して参りました。そして 70,000 現場の足場の点検をやって参りました。そこからは、一人の死亡災害も発生しておりません。この仮設安全監理者がいかに有効であるかの何よりの証左であり、これを制度化することです。
- (4) 国土交通省直轄工事では、上記を仕様書や重点対策で実施しており、墜落災害は起きておりません。対策を実施すれば、事故が起きないことの何よりの証左であります。
- (5) JIS で制定されている屋根工事用足場及び斜面・法面工事用足場の実施を義務化することです。
- (6) 労働安全衛生法、建設業法を改正施行することです。
- (7) 労働基準監督署は墜落防止措置の実施を確実に監理・監督することです。

4. 解決実現への道

- (1) 国民の皆様には、このような格差社会がなくなるように深いご理解とご協力を頂くことであります。
- (2) 政治家の皆様には、広く「国会の場」で政治主導により、「法の下での平等」に基づく「命の人権」を救って頂くことであります。

平成 22 年 11 月 17 日
全国仮設安全事業協同組合